

久留米市雇用・就労推進協議会会長 あて

所在地

名称

代表者職氏名

⑩

参加資格に係る申立書

令和7年度 市内企業PR動画制作及びプロモーション事業業務公募型プロポーザル実施要項に係る参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
 - 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていない。
 - 国税、都道府県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料の滞納がない。
 - 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者でない。
 - 直近5年間において、企業のPR動画の制作実績を有している。
 - SNSを運用、かつ、過去に企業PRに関する投稿実績を有している。
- ※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。